

議事公開等の取扱い

1. 議事の公開について

研究会出席者の自由闊達な意見交換の妨げとならないよう、議事は非公開とする。ただし、議論の内容については、会議終了後、速やかに議事要旨を作成し、公開する。

2. 配付資料の公開について

原則公開とする。ただし、資料又は議事録（議事要旨）に企業秘密や個人情報等が含まれており、これを公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断される場合には、非公開とする。